

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 74

[事務局] 稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16番2号

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

そのメール、

## フィッシング詐欺ですよ！



画面に表示された【こちら】をタップし、**クレジットカード番号**や**メールアドレス**、**住所**、**電話番号**、**名前**を入力し送信してしまった。すぐに、クレジットカード会社からSMSが届き、約40万円の売り上げが上がっており、“不正利用と思われるので確認してください”という内容が記載されていた。ここで、最初のメールがクレジットカード会社を騙る詐欺メールであったことに気づいた。クレジットカードを止め、カード番号の再発行の手続きをしたが、今後の注意点を教えてほしい。

【参考資料：独）国民生活センター】

(40歳代 女性)

日頃利用している事業者や公的機関などからのSMSやメールを見るときでも、まずフィッシング詐欺を疑い、記載されているリンクにはアクセスせず、以下の点を心がけましょう



- ◎ 事前にブックマークした正規のサイトや、正規のアプリからアクセスする。
- ◎ 事前のブックマークがない場合や、少しでも不安に思う点があれば、事業者等の正規のサイトでフィッシング詐欺に関する情報がないか確認する。
- ◎ もしメールのリンク先にアクセスしても、安易にクレジットカード番号を入力しない。

## フィッシングサイトに情報を入力してしまったら・・・



- ◎ 同じID・パスワード等を使い回しているサービスを含め、パスワードをすぐに変更する。
- ◎ クレジットカード会社や金融機関などに連絡する。

### 【日頃から対策をしておきましょう！】

- ◎ セキュリティソフトや携帯電話会社の対策サービス等を活用する。
- ◎ ID・パスワードの使い回しをしない。
- ◎ クレジットカードやキャリア決済、インターネットバンキングの利用明細はこまめに確認する。
- ◎ 利用限度額を確認し必要最低限の金額に設定する。
- ◎ 不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。

→ 【稚内市消費者センター：☎23-4133へ】

## 相談事例（稚内市消費者センター）

### 【相談事例】

先月スマートフォンで出来る簡単な副業を探す為、ネットの派遣・職業紹介事業者に登録し、【未経験者OK、丁寧なレクチャーあり、動画のテロップ編集(簡単な副業)】と記載された事業者の1件100円の副業に応募した。もともと動画編集の仕事に興味があり、事業者とweb会議サービスで面談後、動画スクール5日間の無料体験をした。その後、事業者と再度面談したところ、一方的に動画編集講座の契約の話になり電子書面を読むよう指示され、言われるがままに契約してしまった。3日後、無料メッセージアプリで契約解除を申し出たが、やり取りの最後に間違っ「一旦契約をお願いします」と送ってしまった。1週間後に間違いに気付きクーリング・オフの文書を事業者宛てに封書で送付したが、「クーリング・オフの期限は過ぎている。22万円の振り込みが無ければ訴訟になる」と脅されている。

### 【対処】

相談者に送られて来た契約書を当センターで確認したところ、契約書には事業者の住所・電話番号・代表者の氏名、契約申込みの年月日、支払時期など記載すべき項目が幾つも抜けており、法定書面には値しないものだった。相談者にその旨を伝えクーリング・オフ期間は進行せず有効であることを伝えた。事業者からの請求や脅しは無視し、何か送付されてきた場合にはセンターに連絡するよう伝えた。その後、事業者からの連絡はなく、再度ネットでの副業について注意喚起し終了とした。

希望しない契約は  
きっぱり断りましょう！



## お試しや1回だけだと思ったら 定期購入だった！

SNSの広告を見て、1個だけだと思って約千円の基礎化粧品を注文した。商品が届き、『コンビニ後払い請求書兼明細書』に次回発送予定日が記載されていて、定期購入とわかった。2回目から約1万円もするためお小遣いで支払えないので解約したい。  
(高校生)

- ★ 必ず最終確認画面で、定期購入が条件となっていないかなどを確認しましょう！
- ★ 最終確認画面は大切です。スクリーンショットで保存しましょう！
- ★ すこしでも不安に思ったら…  
《稚内市消費者センターへご相談ください》



【参考資料:独)国民生活センター】

## 契約に関する困りごとは、稚内市消費者センターへご相談ください。

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

電話 0162-23-4133・FAX 0162-23-4134

☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。

向こう3ヶ月の【実施日】：11月9日・12月14日・1月11日

○ 相談時間は、午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

○ 相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。下記へご連絡願います。

◆ 稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ → 電話（直通）：0162-23-6413